様式第１号の３（第６条関係）

移住学生支援金の交付申請に関する誓約書

１　岡谷市就職・移住学生支援事業に関する報告及び立入調査について、市長から求められた場合には、それに応じます。

２　岡谷市就職・移住学生支援事業補助金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める額を返還します。

(1) 虚偽の申請、居住又は就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額

(2) （在学中に交通費を申請する場合）申請日から１年以内に要件を満たす内定先企業へ就業を行わなかった場合：全額

(3) （在学中に交通費を申請する場合）申請日から１年以内に岡谷市に転入しなかった場合：全額

(4) 就業開始から１年以内に要件を満たす就を辞した場合（ただし、退職日から３月以内に岡谷市内の別の企業等に就職する場合を除く。）：全額

(5) 岡谷市への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年以内に他の市区町村へ転出した場合：全額

(6) 岡谷市への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に他の市区町村へ転出した場合：半額

　　　　年　　月　　日

岡谷市長　様

申請者住所

氏名